

昭和54年度厚生省予算の概要

——在宅福祉サービスの充実を目ざす——

荻 安 達 男

I はじめに

54年度の経済運営の基本は、昨年12月28日の閣議決定によるとおり、「物価の動向に留意しつつ景気の回復基調を一層確実なものとする事により国民生活の安定を図り、我が国経済を均衡のとれた安定成長路線へ円滑に移行させることにある。他方、財政収支の赤字は、我が国経済の着実な発展を図るためにも、既に放置できない異常な水準に達しており、財政の健全化は早急に取り組まなければならない緊要な課題となっている。」このような状況にかんがみ、54年度の予算は、厳しい財政事情の下で経済情勢に適切に対応するとともに、できる限り財政健全化に努めることとし、次の方針により編成されることとなった。

1. 限られた財源の中で、財政需要に適切にこたえるため財源の重点的、効率的配分を図り、歳出内容の質的充実に努める。このため、

ア 緊要な施策の実施に必要な財源は、極力既定経費の節減合理化により捻出するよう努める。

イ 一般行政経費、とくに経常事務費については前年度と同額の範囲内にとどめる。

ウ 補助金等については、すべて洗い直し、積極的に廃止、減額、統合・メニュー化等の整理合理化を行う。

2. 投資的経費については、国民生活の基盤となる社会資本の整備を推進し、景気の着実な回復に資するよう、財源の許す範囲内でできる限りの規模を確保する。

3. 公債発行額は15兆2,700億円（依存度39.6%）とする。（問題となった一般消費税については55年度中に実現できるよう準備を進める。）

以上のような編成方針のもとに、厚生省所管の一般会計予算、7兆5,541億円が計上されたところである。（次表参照）

この予算の前年度に対する伸び率は12.6%で、（くしくも国全体の予算の伸び率と同率となっている。）53年度の伸び率19.2%と比べると相当の落ち込みである。

しかし両年度の予算の内容を分析してみると、表-1のとおり極めて大きな差異が見出せるのである。

表-1 昭和54年度厚生省関係予算額調

区 分	53年度 予算額 百万円	54年度 予算額 百万円	対前年 度伸率 %	構成比 %
一般会計総予算額	34,295,011	38,600,143	12.6	100
(社会保障関係費)	6,414,276	7,205,282	12.3	18.7
生活保護費	838,271	922,257	10.0	2.4
社会福祉費	1,097,033	1,231,843	12.3	3.2
社会保険費	4,119,593	4,665,652	13.3	12.1
保健衛生対策費	359,379	385,530	7.3	1.0
(文教及び科学振興費)				
科学技術振興費	16,076	18,345	14.1	0.0
(恩給関係費)				
遺族及び留守家族等援助費	110,704	130,974	18.3	0.3
(公共事業関係費)				
下水道環境衛生等施設整備費	125,938	156,928	24.6	0.4
経済協力費	3,635	3,051	△16.1	0.0
その他の事項経費	37,059	39,508	6.6	0.1
厚生省所管会計	6,707,688	7,554,088	12.6	19.6

事 項	53年度	54年度
(1) 医療費の改定	2,200億円 (全予算の3.3%相当)	無し
(2) 消費者物価のアップ率 (年金のスライド等)	7.6%	4.0%
(3) 生活扶助基準のアップ率 (措置費等にもハネる)	11.0%	8.3%
(4) 人件費のアップ率	7.1%	3.6%
(5) ベースアップ財源の算入	5.0%	2.5%

これらの係数をもとに、両年度の実質的な伸び率を推算してみると概ね同率（14%強）に近いことが明らかである。

さらに国全体の予算とその伸び率を比較する場合、表-2に示すとおり、投資部門と経常部門とに大別して比較するとともに、経常部門のうちでも年々増大する国債の償還費を除いて検討することが必要である。

表-2 54 年度予算の比較 (単位 億円)

	経常部門 (ア)	投資部門 (イ)	計	(イ)のうち一 般公共事業
国の総予算(A)	(10.9) 296,982	(18.5) 89,019	(12.6) 386,001	(22.5) 63,484
Aのうち 国債の償還費(B)	(26.6) 40,784	—	(26.6) 40,784	
(A-B)	(8.7) 256,198	—	(8.7) 256,198	
厚生省予算	(12.1) 72,545	(26.7) 2,996	(12.6) 75,541	(24.6) 1,569

()は対前年度の伸び率。

すなわち、国の総予算では経常部門が10.9%、投資部門が18.5%となっているが、経常部門のうち、国債の償還費を除く伸び率は8.7%である。厚生省予算のうち96%を占める経常部門は12.1%となっており、これからも両者の実質的伸び率に大きな差異のあることが明らかである。

なお、厚生省予算の国の総予算に占める構成率は19.6%で、前年度と同率となっている。

II 編成上の重点事項

(1) 国際連合が児童権利宣言を採択してから 20 年

目に当る昭和 54 年を世界共通の児童福祉の記念すべき年と定め、我が国でも

(ア) 児童問題についての啓発

(イ) 児童に関する国内施策の充実

(ウ) 児童福祉面の国際協力の拡充

を事業推進の基本方針として、総理府を中心に各種の行事、事業を実施することになったが、厚生省では、この国際児童年を契機とする特別対策として、表-3のとおり、

(ア) 心神障害児の発生予防・早期発見・早期治療

(イ) 母子保健・小児医療の充実

(ウ) 記念事業としての各種施設の整備

を柱として、総額 275 億円の施策を展開することとなっている。

(2) 第二には社会的、経済的に弱い立場にある低所得階層の人々、身体障害者、老人等に対する自立の助長、生きがいのある社会活動への参加を積極的に促進するとともに、在宅福祉サービスを大幅に充実することとする。このため、生活保護基準等の引上げ、世帯更生資金、母子福祉資金の貸付原資の増額を図るとともに、後述するような福祉の全分野についてきめ細かい施策を拡充することとした。さらにいわゆる「第三の道」として社会生活基盤の構築に重要な役割をにう社会福祉施設の整備

表-3 国際児童年特別対策

心身障害児福祉 母子保健対策	発生予防、早期療育	1,382 百万円
	通園事業(在宅児対策)	291
	心身障害児総合医療療育センター整備	418
	施設収容児童の自立助長特別訓練対策	106
	障害児保育	267
	妊産婦、乳幼児の健康管理の推進	2,894
	母子医療対策の強化等	5,869
	小児医療対策の推進	2,806
健全育成	保育所の整備	(社会福祉施設整備費に計上)
	児童館、児童センターの整備、運営	1,977 百万円
	母親クラブ活動	72
	都市児童の健全育成事業等	222
記念行事 記念事業	総合母子保健センター整備	600 百万円
	こどもの城(仮称)の建設	7,097
	児童福祉協力基金(仮称)の創設	3,000
	児童健全育成事業の実施	347
	(モデル児童遊園、児童福祉モデルキャンプ)	
	中央こどもの国国際フェスティバルの開催等	28
	児童健全育成調査	15
	特定疾患研究集会の開催	2
	愛知県国際児童年記念施設の整備	154
(合 計)		27,547 百万円)

表-4

(1) 年金額の引上げ

厚生年金(28年モデル)	104,483円→108,425円	(6月)
平均年金額	81,647円→86,260円	物価ス
国民年金(25年モデル夫婦)	85,850円→88,884円	(7月)
10年年金	23,925円→24,883円	ライド
5年年金	17,508円→18,208円	(4%)
老齢福祉年金	16,500円→18,000円	(8月)
障害福祉年金(1級)	24,800円→27,000円	
母子、準母子福祉年金	21,500円→23,400円	
遺族年金	60歳以上の寡婦 3,000円→4,000円	(6月)
寡婦加算額(厚年・船保)	子1人を有する寡婦 4,000円→5,000円	
	子2人以上を有する寡婦 6,000円→7,000円	

(2) 在職老齢年金支給制限の緩和(厚年・船保)

上 限 13.4万円→14.2万円(6月)

(3) 福祉年金の所得制限

本 人(夫婦) 200.2万円→208万円(8月)

扶養義務者等(6人世帯) 876万円 据置

表-5

政府管掌健康保険法の改正

(7) 給付と負担の適正化(8月)

本人10割, 家族7割給付→本人, 家族平等給付

本人 本人・家族

初診時一部負担金 600円→1,000円

入院時一部負担金 1日 200円→1日 1,000円

薬 剤 費 ———→ $\frac{1}{2}$ 患者負担

高額療養費自己負担限度額 3.9万円→2万円

低所得者については1万円

(4) 国庫補助(8月)

4,094億円→4,305億円

(保険給付費の16.4%+賞与等の0.2%→保険給付費の18.2%)

(5) 保険料(8月)

$$\left(\text{標準報酬の} \frac{80}{1,000} + \text{賞与等} \frac{10}{1,000} \rightarrow \text{標準報酬と賞与等の} \frac{70}{1,000} \right)$$

(6) 標準報酬の上限引上げ(10月)(38万円→47万円)

(8) 埋葬料・分娩費の給付改善

表-6

社 会 保 険 費

	54年度(百万円)	53年度(百万円)		54年度(百万円)	53年度(百万円)
社会保険国庫負担金	1,034,356	(914,893) 912,062	石炭鉱業年金基金事務費補助金	10	10
厚生保険特別会計へ繰入	1,009,696	(893,342) 890,628	国民健康保険助成費	1,951,429	(1,721,130) 1,724,866
健康保険国庫補助	430,519	409,394	指導監査委託費	382	(239) 236
日雇健康勘定財源	35,369	33,820	療養給付費補助金	1,555,281	(1,370,174) 1,373,913
厚生年金保険給付費財源	491,583	(400,788) 398,723	助産費補助金	11,171	10,239
業務取扱費財源	52,225	(49,340) 48,691	事務費補助金	58,832	57,215
船員保険特別会計へ繰入	24,660	(21,551) 21,434	国民健康保険団体連合会等補助金	1,509	1,359
疾病部門国庫補助	1,500	1,200	国民健康保険組合臨時調整補助金	7,100	5,970
失業部門給付費財源	3,002	(2,121) 2,131	財政調整交付金	185,955	163,834
年金部門給付費財源	19,164	(17,264) 17,175	臨時財政調整交付金	131,200	112,100
業務取扱費財源	994	(996) 928	国民年金国庫負担金	1,593,230	(1,403,285) 1,399,299
健康保険組合補助	4,934	4,420	農業者年金等実施費	43,783	(38,431) 38,415
事務費補助金	3,434	3,220	農業者年金助成補助金	17,518	21,546
給付費臨時補助金	1,500	1,200	経営移譲年金給付費補助金	18,331	10,557
厚生年金基金等助成費	4,115	(2,949) 2,944	そ の 他	7,934	(6,327) 6,312
厚生年金基金等給付費補助金	3,902	2,751	児童手当国庫負担金	76,877	(72,267) 72,250
厚生年金基金連合会事務費補助金	203	(188) 183	計	4,708,724	(4,157,375) 4,154,257

(注) ()内は当初予算

を促進するとともに、これら施設の措置費についても所要の改善を行うこととした。

なお民間社会福祉事業の助成についても、市町村社会福祉協議会、ボランティア活動の拡充を図ることとしている。

(3) 次は年金制度(表-4のとおり)の改善である。とくに今回特例的な措置として、物価スライドの実施を行うとともに、これが実施時期の繰上げ、厚生年金及び船員保険における在職老齢年金等の改善を行うこととした。福祉年金については、物価の上昇等を上回る年金額の引上げを図るとともに、所得制限の緩和等の措置を講ずることとした。

(4) 第四は、国民保健、医療の確保である。救急医療、へき地医療体制の計画的な整備、脳卒中等の特殊疾病対策及びがん、循環器病、小児医療等専門医療機能の強化、医療従事者の養成確保を図るとともに、国民の健康づくりの推進、難病対策、精神衛生対策等の充実を図ることとしている。

表-7 環境衛生施設整備費 (単位 百万円)

	53年度 (A)	54年度 (B)	伸び率 $\left(\frac{B}{A} \times 100\%\right)$
簡易水道施設整備費	20,053	21,979	109.6
水道水源開発等施設整備費	58,639	72,948	124.4
廃棄物処理施設整備費	47,246	62,001	131.2
計	125,938	156,928	124.6

(注) 広域最終処分場計画調査費(2億円)が含まれている。

表-8 各種手当の引上げ(8月実施)

(1) 特別手当	月額 33,000 円→54,000 円 月額 16,000 円→27,000 円
(2) 健康管理手当	月額 16,500 円→18,000 円
(3) 保健手当	月額 8,300 円→9,000 円
(4) 医療手当	月額 18,500 円→20,000 円 月額 16,500 円→18,000 円
(5) 介護手当	月額 29,000 円→30,000 円
(6) 家族介護手当	月額 6,250 円→7,000 円
(7) 葬祭料	74,000 円→80,000 円

表-9 戦争犠牲者等に対する援護

(1) 戦没者の遺骨収集等の実施	275 年万円
(ア) 遺骨収集(フィリピン、マリアナ諸島、バプアニューギニア(沈船調査)、沖縄、硫黄島、小笠原)	
(イ) 慰霊巡拝(ビスマーク・ソロモン諸島、フィリピン、ビルマ、南西諸島、硫黄島、中国)	
(ウ) 慰霊碑建設(ラバウル、ビルマ)	
(2) 引揚者等援護	207 百万円
中国引揚者援護対策の強化等	
① 帰国時オリエンテーションの実施(新規)	
② 帰還時の処遇改善(帰還手当 100,000 円→107,000 円)	
(3) 戦没者の遺族に対する特別弔慰金等支給事務	333 百万円
(ア) 戦没者の遺族に対する特別弔慰金の支給	
① 昭和50年4月1日以後公務扶助料等の受給権を失った遺族に特別弔慰金(国債・無利子)を支給	
6年償還 額面 12万円 対象者 290,000 人	(国債費総額 348 億円)
② 公務死亡した判任文官の遺族に特別弔慰金(国債・無利子)	
6年償還 額面 12万円 対象者 3,400 人	(国債費総額 4 億円)
(イ) 戦傷病者の妻に対する特別給付金の支給	
昭和48年4月2日以後の戦傷病者の妻に特別給付金(国債・無利子)を支給	
5年償還 額面 5万円(軽症者 2万5千円)	
対象者 23,000 人(国債費総額 8 億円)	
(4) 戦傷病者戦没者遺族等援護	126,221 百万円
(ア) 年金額の増額(恩給見合)	
(4月) (6月)	
遺族年金、遺族給与金 852,000 円→884,000 円→990,000 円	
障害年金(第6項症) 949,000 円→987,000 円→1,067,000 円	
(イ) 再婚解消妻等に係る対象範囲の拡大(10月実施)	
(ウ) 平病死遺族年金等と軍人恩給との不均衡の是正	
(10月実施)	

医療保険制度の改革については、新しい老人保健医療制度の創設等が当面何時実施されるのか明確にし得ない状況にもかんがみ、かねてから国会で審議中の健康保険法の改正が急がれているところである。改正案の内容は表-5のとおりである。

なお、年金、医療保険、児童手当等に係る社会保険費は表-6のとおりである。

(5) 以上のほか、とくに重視された事業は、公共投資の一環としての生活環境施設の大幅な整備である。とくに水道水源開発事業と、廃棄物処理施設の整備に力が注がれているが、かねてから問題になっている大都市圏域(首都圏・近畿圏・中部圏)における廃棄物の最終処分場に係る基本構想(フェニックス・プランとも呼ばれている。)については所要の調査費(2億円)が認められている。(表-7)

さらに最近問題になっている医薬品の副作用被害者救済制度については、とりあえず54年10月1日に同救済基金の発足、55年4月1日に被害認定及び給付開始を行うことを目途として法律案を国会に提出しているところ

である。

原爆被爆者の対策については、所得制限の緩和(税額354,300円→436,800円)、及び表-8のとおり各種手当の引上げを行うとともに、健康診断の充実、原爆二世の健康に関する研究、原爆被爆者の特別養護老人ホーム(長崎市)の整備等を行うこととしている。

このほか戦争犠牲者のための対策(表-9のとおり)、食品等の安全確保対策の充実及び環境衛生営業の振興についても積極的に推進することとしている。

III 主要事項についての予算概要

(1) 国際児童年特別対策

(1) 早期療育などの心身障害児対策の推進

心身障害の発生予防、早期発見、療育などを促進するため、心身障害研究費の増額(5.1億円→5.4億円)を図るとともに、先天性代謝異常検査事業の中に、新たにクレチン症(甲状腺の機能低下によって精神薄弱等をきたす)の検査(血液の検査で対象人員は1,222千人)を加えることとしている。また心身障害児の早期療育等を促進するため、心身障害児通園事業の拡充(115ヵ所→125ヵ所)、障害児保育の充実(従来の指定保育所方式を取止めることとし、対象人員を591人から1,824人に増す。)を図るとともに、中央に重度の脳性マヒ児等に医療、心理、福祉の総合的診断と治療指針を決定する専門機関として「心身障害児総合医療療育センター」(東京都板橋区の肢体不自由児協会経営の整肢療護園を抜本的に改築整備するもので、初年度4.2億円)の整備を行い、また

地方には心身障害児通園センター(社会福祉施設整備費で対応する)の整備を推進することとなっている。

(2) 母子保健対策の推進

妊産婦、乳幼児に対する保健指導、健康診査の充実(とくに妊娠中毒症の予防措置として新たにケトステックス検査……尿中に排出されるケトン体の検査……を加える。)、1歳6ヵ月児等健康診査の充実(668千人→823千人)を図るとともに、小児慢性特定疾患児の医療については、「悪性新生物」の通院治療(720人程度と推算)を加え、さらに「ぜんそく」については年齢延長(18歳未満→20歳未満・延長適用人員は128人と推算)を認めることとしている。また周産期における心身障害の発生防止対策等を推進する母子保健の総合的なモデルセンターとして、東京都港区(社会福祉法人、母子愛育会)に総合母子保健センターを創設することとし、施設整備費6億円を計上している、なお母子保健制度の在り方について、根本的に見直し再検討を行うため調査費(300万円)が計上されている。

(3) 保育所の整備、児童の健全育成対策の推進

逐年高まりつつある保育需要の増大及び多様化に対応

表-10 児童館等の単価

	53年度	54年度
一般児童館	415,000円	440,000円
児童センター	786,000	823,000
(新)都市児童館	—	660,000

表-11

国際児童年記念行事事業一覧

行 事 事 業 名	金 額	内 容
1. 国際児童フェスティバルの開催	百万円 10	(1) 5月の児童週間において児童フェスティバルを開催
2. 国際児童年記念児童福祉協力基金の創設	3,000	(2) 7~11月中にサッカー大会等のスポーツ大会国際交流を行う 児童福祉向上のため児童福祉生活センター(東京・大阪に設置予定)の運営、各種の調査、研究を行う。
3. こどもの城(仮称)の建設	7,097	都市児童の健全育成活動の拠点となる屋内型の総合施設(東京都内に建設予定で58年度までに完成するよう計画)
4. 中央こどもの国記念園地の整備	18	中央こどもの国に記念のための植樹を行う
5. 総合母子保健センターの整備	600	周産期における心身障害の発生防止対策等を推進する母子保健の総合的なモデルセンターで東京都港区(社会福祉法人母子愛育会)に整備する
6. 国際児童年記念児童健全育成事業の推進	347	(1) 記念モデル児童遊園の整備(37市) (2) 記念児童福祉モデルキャンプの実施(10県)
7. 国際児童年記念特定疾患研究集会の開催	2	内外の学者研究者による研究集会
3. 児童の生活領域に関する実態調査	15	児童の健全育成に関する基礎資料をうるため生活領域についての調査を実施する
9. 愛知県国際児童年記念施設の整備	154	愛知県青少年公園において記念の施設を整備する

するため保育所の整備を進めるとともに（社会福祉施設整備費で対応する）、児童の健全育成を図るため、児童館 100 ヵ所、児童センター 60 ヵ所を新設することとしている。とくに今年度は表-10 のとおり、相当大幅な単価の引上げを行うとともに、新たにいわゆるカギッ子対策等都市における福祉需要に対応するため、都市児童館（特別区及び指定都市）の機能強化を見込んだ新単価を算定することとした。

このほか都市児童健全育成事業（児童育成クラブの設置育成 100 市）の単価の引上げ（324 千円→441 千円）、母親クラブの増（2,400 クラブ→2,700 クラブ）を図るとともに中央こどもの国にキャンプ場の整備（77 百万円）を行うこととしている。

（4）小児医療対策の充実

身体の発育が未熟のまま出生した乳児に対する医療（NICU の設備があること）、あるいは小児特有の疾患に対する医療を確保するため、国立小児医療センターの整備（17 億円）を図るほか、都道府県小児医療施設等（国立病院 5 ヵ所予定、8 億円）小児医療体制の確立を急ぐとともに、新たに小児診療部門を有する公的医療機関（予定 20 病院）の運営費に対して助成の途を開くこととしている（63 百万円）。

（5）国際児童年記念行事、記念事業の実施

国際児童年を記念して表-11 とおり諸行事、及び事業を推進することとしている。

（2）生活保護の改善

生活保護費全体の予算については表-12 のとおり 9,223 億円で対前年度当初予算に比べて約 840 億円の増（10% 増）となっている。

このうち主なものとしては、まず生活扶助基準の改善であるが、飲食物費その他の内容改善による扶助基準の 8.3% 引上げ（東京標準 4 人世帯で 53 年度当初の月額 105,577 円が 114,340 円となる。）を図るとともに、少人数世帯の処遇の充実（1 人世帯 8.8%，2 人世帯 8.6%，3 人世帯 8.5% アップする。）を実施することとしている。さらに新たな措置として、入院患者に対する一時扶助としての特別介護費（月額 1,000 円の範囲内とする。）を認めることとしたほか、新規就労排除の改定（4,000 円→6,000 円）、重度障害者他人介護料の改定（29,000 円→30,000 円）、及び入学準備金の改定（小学校 25,000 円→26,000 円、中学校 29,000 円→30,000 円）を行うこととしている。

次に住宅扶助については、住宅維持費の改善（55,000

表-12 生活保護費予算

	54年度(百万円)	53年度(百万円)
保 護 費	907,085	(823,819) 823,903
生 活 扶 助	315,643	(281,126) 281,210
住 宅 扶 助	46,184	36,440
教 育 扶 助	11,940	10,308
医 療 扶 助	531,330	494,095
そ の 他	1,988	1,849
保 護 施 設 事 務 費	11,854	(11,307) 11,197
指 導 監 査 職 員 設 置 費	1,464	(1,402) 1,387
法 施 行 事 務 費	1,855	(1,743) 1,730
計	922,257	(838,271) 838,217

（注）（ ）内は当初予算

円→65,000 円）を行うこととし、また教育扶助基準については、学用品費の引上げ

小学校 1,280 円→1,330 円

中学校 2,580 円→2,670 円

を図るとともに、新たに特別基準として、学級費、PTA 会費、生徒会費等について小学生月額 300 円、中学生 400 円の支給が認められることとなった。このほか出産扶助については 60,000 円を 62,000 円に、葬祭扶助については 74,000 円を 80,000 円に引上げることとしている。

（3）社会福祉関係費の充実

社会福祉費の総額は表-13 に示すとおり、1 兆 2,318 億円で、対前年度比 12.3% の増となっているが、老人、身体障害者、児童等に係る施設の措置費（6,312 億円）が生活扶助の基準引上げ（8.3%）の影響によって、全体として 9.7% の伸び率となっているのを差し引いてみると次の数値に示すごとく 15.1% の伸びで、厚生省予算の伸び率を大きく上廻っていることがわかる。以下対策別に眺めてみることにする。

1. 老人福祉対策

老人の生きがいを高めるための老人就労あつ旋事業については箇所増（132 ヵ所→139 ヵ所）を、また高齢者能力活用協議会についても ヵ所数を 28 ヵ所から 56 ヵ所に増設することとし、豊かな老後を築く地域活動のうち、老人クラブの助成については 1 億円の増に止められたが、都道府県老人クラブ活動推進員の増（70 人→77 人）を図るとともに、老人の知識と経験を生かし、生産活動を通じて社会参加を促進する生きがいと創造の事業（園芸、工芸、飼育等の事業……56 ヵ所……1 ヵ所当り初年度設

表-13 社会福祉費予算

	54年度(百万円)	53年度(百万円)
老人福祉費	429,962	(396,645) 396,639
老人医療費	269,185	256,350
老人福祉費	4,198	(3,571) 3,569
老人保護費	156,580	(136,724) 136,719
身体障害者保護費	32,063	(26,797) 26,650
児童保護費	455,205	(421,308) 414,898
児童保護費	438,739	(406,744) 400,394
措置費	437,694	(405,791) 399,451
法施行事務費等	1,045	(953) 943
児童福祉事業費	7,665	(6,802) 6,747
児童相談所費等	1,154	(1,113) 1,105
保母養成所費等	734	(696) 692
特別保育事業費	3,893	(3,538) 3,498
その他	1,884	(1,455) 1,452
母子保健衛生対策費	4,543	(3,696) 3,694
身体障害児等対策費	2,426	(2,302) 2,302
児童健全育成対策費	1,833	(1,764) 1,762
児童扶養手当給付諸費	112,060	(87,667) 87,656
特別児童扶養手当給付諸費	51,232	(44,593) 44,588
婦人保護費	2,082	(1,996) 1,981
社会福祉諸費	22,673	(19,900) 19,850
社会福祉施設整備費	116,752	(90,734) 102,232
母子福祉費	3,300	2,900
国立更生援護所費	6,513	(4,494) 5,271
計	1,231,843	(1,097,033) 1,102,764 (12.3%)

(注) ()内は当初予算

	53年度(百万円)	54年度(百万円)	
社会福祉費(A)	1,097,033	1,231,843	112.3%
措置費(B)	575,378	631,204	109.7%
(A-B)	521,655	600,639	115.1%

備費500万円、運営費1年間1,357千円、補助期間2年)を新設(112百万円)することとしている。

さらに在宅福祉サービス事業としては、家庭奉仕員の増員(200人)、福祉電話の増設(新規9,000台)等を図るほか、新たに在宅の虚弱(障害)老人の福祉増進のためデイ・サービス事業(76百万円)を実施することとしている(20ヵ所、1ヵ所当り運営費は年間9,586千円……対象人員1日25人、年間約8万人……で食事、入浴、介護、生活指導等のサービスを行う。初年度には、輸送用のリフトバス購入費(1台)……6,600千円……が認められている)。

2. 心身障害児等の援護対策

社会参加促進費(地域活動促進費の名称変更)については障害者の社会参加を促進するため、1県当り単価を大幅に増額(700万円→10百万円)するとともに事業種目に新たに自動車操作訓練事業と盲導犬育成事業を加えることとし、在宅障害者の社会適応訓練事業については箇所数の増(20市→30市)、福祉バス設置については新規分30台が認められるとともに、新たに「障害者福祉都市」(20市、1市当り3,000万円)の計画を推進することとしている。また補装具給付事業に「電動車いす」を取り入れることとなった。

このほかさらに精神薄弱者の通勤寮運営費の増額(63ヵ所→69ヵ所)通所援護事業の増設(30ヵ所→47ヵ所)を図るとともに新たに精神薄弱者福祉ホームの設置(社会福祉施設整備費で対応する)とその運営費の助成(10ヵ所…1ヵ所当り1,549千円)を行うこととしている。

さらに地方点字図書館運営費に対する助成(1館当り年500千円)、身体障害者授産事業の充実を図るための作業開拓指導員の配置及び、通所授産施設の整備等の新規事業を推進することとしている。なおここ数年実施できなかった身体障害者の実態調査を実施する予定である。(34百万円)

国立身体障害者リハビリテーションセンター(仮称)については病院等の整備費21.5億円を計上し、いよいよ54年7月埼玉県所沢市に移転開設する予定である。

3. 低所得者対策の充実

(ア) 世帯更生資金貸付制度の拡充

世帯更生資金の貸付原資を29億円から一挙に39億円に増額しているが、これは国民年金制度未加入者に対する特例納付(54,55年の2年間に納付すべきもので、要納付者969千人のうちこの資金の借受希望者は約5千人と推定されている)及びスモン患者の生活資金(推定患者数9千人のうち借受希望者は2千人見込まれている)の特別貸付けが予定されていることによるものである。

(イ) 母子世帯等に対する福祉施策の充実

母子福祉資金の貸付原資の増額 (20 億円→25 億円) を図るとともに、児童手当、児童扶養手当等を表-14 のとおり改善することとしている。

表-14

(1) 児童手当		(10月)
一般分		5,000円→5,000円
	低所得者分	
	(市町村民税所得割非課税層)	6,000円→6,500円
所得制限(6人世帯)		497 万円据置
(2) 福祉手当 (本人 208 万円、扶養義務者 876 万円)		6,250円→7,000円(8月)
(3) 児童扶養手当 (本人 347 万円、扶養義務者 876 万円)		21,500円→23,400円(8月)
(4) 特別児童扶養手当(本人 347 万円・扶養義務者 876 万円)		(8月)
1 級	24,800円→27,000円	
	16,500円→18,000円	

4. 民間社会福祉活動に対する助成

先ず民生委員関係予算では民生委員活動の拠点とされている心配ごと相談所のうち特別相談所の箇所数を 172 ヲ所から 257 ヲ所に増設するとともに婦人民生委員の地域福祉強化対策費を増額 (594 万円→813 万円)、また都道府県社会福祉協議会の福祉活動指導員を 28 人増員するとともに、市町村社会福祉協議会の福祉活動専門員を 120 人増員することとしている。さらに全国ボランティア活動振興センター運営費のうち学童生徒のボランティア活動普及事業について対象県の拡大 (47 県→56 県市) を図るとともに、都道府県社会奉仕活動指導センターについては運営費単価の引上げ (64 万円→110 万円) を行い、また市町村社会奉仕センターの箇所数の増 (45 ヲ所) 及び運営費単価の引上げ (27 万円→38 万円) を行うこととしている。

5. 社会福祉施設の整備と運営の改善

ア 社会福祉施設の整備 (504 億円→667 億円)

いわゆる「第三の道」といわれ、国民生活に密着した社会環境基盤の安定的な整備がねらいであり、32.3%と一般公共事業費と比較しても格別に高い伸び率を示しているが、内容的には、保育所、老人ホーム、身体障害(児)者の施設等を重点的に整備することとなっているが、全体として基準単価の引上げ (4.4%アップ)、肢体不自由児施設等五種の施設についての基準面積の改善を図るとともに、すでに前記されたとおり、精神薄弱者福祉ホーム、身体障害者通所授産施設、心身障害児総合通園センター等新しい施設の整備に積極的に取り組んでいく予定である。

イ 施設運営費の改善

社会福祉施設、児童福祉施設共通の改善事項は次のとおりである。

(1) 職員の増員

ア 栄養士の増員 2,123 人 (定員 41 人~70 人の入所施設に 1 人配置)

イ 保育所保育士の増員 5,301 人

(2) 職員の処遇改善

ア 年休代替要員費の改善 (10 日分→12 日分)

イ 職員研修費 (年 1 回分→年 2 回分)

ウ ボイラー技士雇上費の拡充 (151 日→365 日)

以上のほか個別的改善事項については表-15 のとおりとなっている。

表-15

- 事務職員雇上費の拡充
 - 保育所対象施設の拡大
定員 121 人規模以上→91 人規模以上
 - 肢体不自由児通園施設
- 保育所保育士(非常勤)雇上費の充実
定員 91 人以上 1 日 5 時間→6 時間
- 施設管理費の改善 558 百万円
 - 入所者保健衛生費の改善
@350 円~7,500 円→@400 円~7,800 円
 - 協力医療機関委託費の拡充
対象拡大 乳児院 精薄児(者)盲・ろうあ児施設等
- その他の改善 5,006 百万円
 - 乳児保育の充実
対象乳児数 6 千人→10 千人
 - 通所施設の拡大
- 事業費の改善
 - 飲食物費等生活費の引上げ 8.3% up
 - 里親、職親手当の改善
月額 6,000 円→7,000 円
 - 重度加算の改善
対象人員の増 2,471 人
 - 自立助長特別訓練費の新設(養護精薄児)
 - 診察料、分娩介助料、就職支度費等単価の引上げ

(4) 保護衛生対策の充実

保健衛生対策費については、結核医療費の計画減(実績による患者数の減少により約 30 億円)があること、及び精神衛生費の伸び率が 5.7% 程度に鈍化したため、全体として 7.3% の伸びとなっているが(表-16 のとおり)、内容的には以下のとおり医療供給体制の整備、専門医療機能の強化、国民の健康づくり対策の推進等について重点的な予算を計上したところである。

1. 医療供給体制の整備等

へき地医療対策については、へき地中核病院の計画的な整備 (52 ヲ所→65 ヲ所) 等を図るため、43 億円 (13%アップ) の予算を計上したほか、救急医療対策 (99 億円→126 億円) については表-17 のとおり計画的に箇所

表-16

保健衛生対策費

	54年度(百万円)	53年度(百万円)		54年度(百万円)	53年度(百万円)
(厚生省所管)			保健衛生施設等施設整備費	5,600	(3,774) 4,041
結核医療費	60,102	(63,054) 63,889	医療施設等施設整備費	4,436	(4,069) 4,100
精神衛生費	89,261	(84,429) 84,651	国立病院特別会計病院勘定へ繰入	23,633	(16,651) 16,635
原爆障害対策費	64,757	(52,355) 52,346	経 営 費	19,398	(13,275) 11,792
保健衛生諸費	62,392	(57,697) 57,216	施 設 費	4,235	(3,376) 4,842
保健所費	27,046	(26,285) 25,943	国立病院特別会計療養所勘定へ繰入	49,770	(53,641) 52,268
成人病予防対策費	1,989	(1,718) 1,714	経 営 費	47,684	(51,809) 49,713
疾病予防費	4,150	(3,700) 3,697	施 設 費	2,087	(1,832) 2,555
医療施設運営費等	8,863	(7,221) 7,210	国立らい療養所費	21,891	(20,142) 20,977
医療施設等設備整備費	2,880	(2,830) 2,824	検 疫 所 費	3,688	(3,567) 3,459
らい予防対策費	773	(695) 695	計	(107,396) 385,530	(359,379) 359,582
防疫業務委託費等	1,313	(793) 785	(総理府所管・) (沖縄開発庁)		
健康づくり推進費	6,149	(6,179) 6,073	沖縄保健衛生等対策諸費	1,026	990
環境衛生金融公庫補給金	5,047	4,722	無医地区医師派遣費	67	65
医療金融公庫補給金	3,448	2,745	保健衛生施設等施設整備費	959	925
血液対策推進費	629	(729) 729			
そ の 他	105	(80) 80			
保健衛生施設整備費	10,036	(7,842) 8,141	合 計	386,555	(360,368) 360,572

(注) ()内は当初予算

表-17

㊦ 第1次救急医療体制	休日 368 カ所→ 404 カ所
	夜間 87 カ所→ 112 カ所
㊩ 第2次	“
	(病院群輪番制等) 696 カ所→1,440 カ所
㊪ 第3次	“
	(救命救急センター) 39 カ所→ 48 カ所

数の増を図ることとしている。

このほか脳卒中リハビリ対策として専門病床の整備(国立療養所新築450床、34億円)を進め、さらに国立がんセンター、循環器病センター、小児医療専門病院の整備等専門医療機能の強化に要する経費として、262億円(主として国立病院特別会計)を計上しているところである。また看護婦等の確保対策については、看護婦等貸費生貸与金の額の引上げ(10,000円→11,000円)、夜間看護手当の引上げ(加算分130円→170円)を図るほか、理学療法士、歯科衛生士の養成費についても必要な

予算(6.7億円→7.7億円)を計上しているところである。

2. 保健衛生対策の充実

国民健康づくり対策については、市町村保健センターの増設(100カ所→180カ所)を図るほか、婦人の健康づくり活動地区を大幅に拡大(120地区→220地区)するとともに、特定疾患治療研究費の充実(対象疾患20→21疾患→新規アミロイドーシス)などにも重点をおくことにしている。

このほかラッサ熱等特殊感染症に係る高度安全検査施設の整備(2.2億円)を図るとともに、新たに空港検疫出張所(千歳、小松、長崎、熊本)を設置することとしている。さらに精神衛生対策として、新たに精神衛生社会適応訓練施設の整備(5カ所)を図るほか、酒害予防対策として、酒害相談事業(精神衛生センターに相談部を設置……12カ所)を創設することとしている。

表-18 保健衛生施設 (148.5%)

1. 施設整備費	5,600 百万円
(1) 保健所	(4) 地方病予防施設
(2) 市町村保健センター	(5) 精神病院等施設
(3) 伝染病院隔離病舎	
	ア 精神病院
	イ 精神衛生センター
	ウ デイ・ケア施設
	エ 精神障害回復者社会復帰施設
	オ 精神衛生社会生活適応施設
(6) 健康増進モデルセンター	(7) 農村検診センター
⑧(8) 原爆被爆者保健福祉施設	
2. 設備整備費	332 百万円
(1) 保健所	(3) 伝染病院隔離病舎
(2) 市町村保健センター	(4) 精神病院等施設
	ア 精神病院
	イ 精神衛生センター
	ウ デイ・ケア施設
	エ 精神障害回復者社会復帰施設
	オ 精神衛生社会生活適応施設
(5) 農村検診センター	(6) 原爆医療施設
⑧(7) 原爆被爆者保健福祉施設	
⑧(8) 医薬分業共同事業設備	

なお医療施設及び保健衛生施設に係る施設整備費については表-18, 19 のとおり、予算の効率的執行を図るため、思い切った統合、メニュー化を行ったところである。

表-19 医療施設 (106.1%)

1. 施設整備費	4,436 百万円
(1) へき地医療対策	
ア へき地中核研究	ウ へき地診療所
イ へき地保健指導所	
(2) 救急医療対策	
ア 休日夜間急患センター	エ 救命救急センター
イ 病院群輪番制病院	オ 救急医療情報センター
ウ 共同利用型病院	
(3) 公的医療機関	
ア 不足病床地区	エ リハビリ医療施設
イ がん診療施設	オ 教育病院
ウ 小児医療施設	
(4) 医療関係者養成所	
ア 看護婦等養成所	⑧イ 理学療法士等養成所
2. 設備整備費	2,880 百万円
(1) へき地医療対策	
ア へき地中核病院	ウ へき地患者輸送車(艇)
イ へき地保健指導所	エ へき地巡回診療車(船)
⑧オ ヘリコプター	
(2) 救急医療対策	
ア 休日夜間急患センター	エ 共同利用型病院
イ 休日等歯科診療所	オ 救命救急センター
ウ 病院群輪番制病院	
(3) 公的医療機関	
ア がん診療施設	エ 教育病院
イ 小児医療施設	オ 沖縄一般医療施設
ウ リハビリ医療施設	⑧カ 沖縄公的医療機関
⑧(4) 歯科衛生士養成所	